

法人契約のお申込について

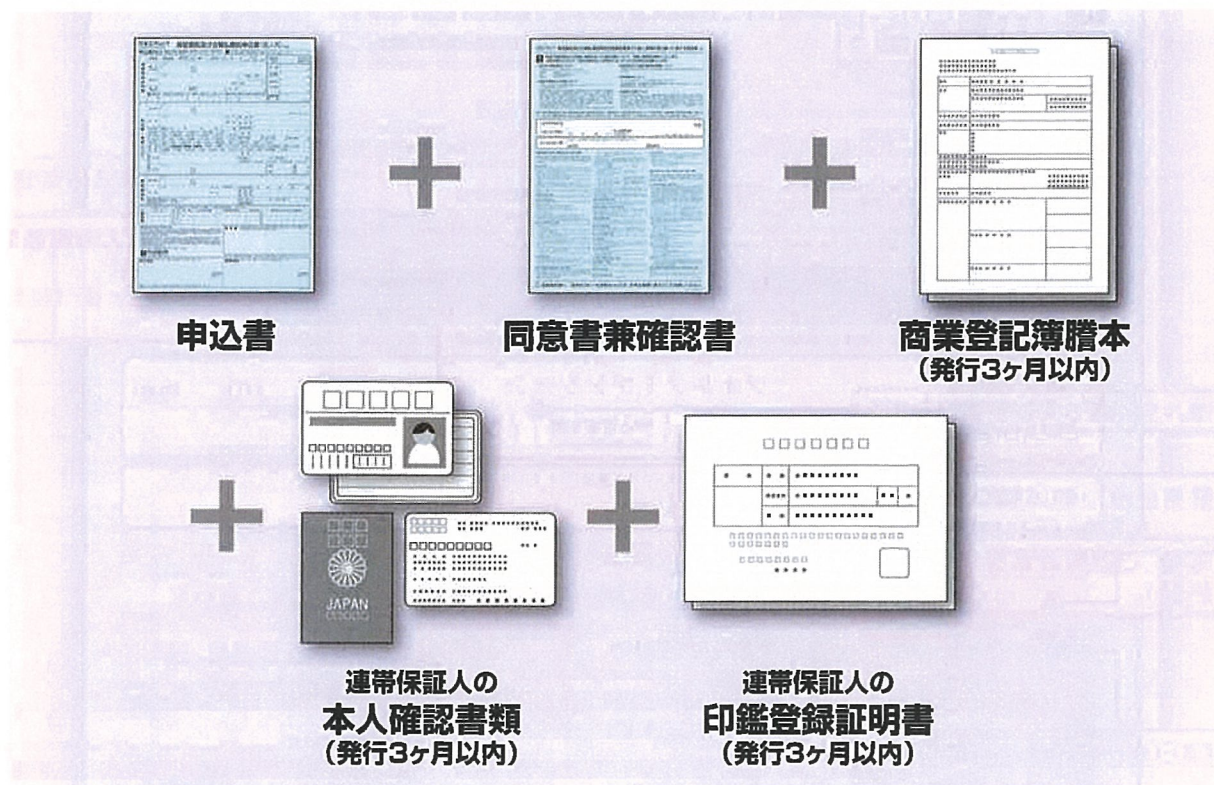


法人契約の申込には連帯保証人が必要となります。
原則、法人の代表者でお願いします。代表者をお立ていただく事が難しい場合は入居者でお願いいたします。



法人契約に限り平日のみの審査となり、結果通知は1営業日後となります。なお、土日祝の申込分に関しては休み明けの審査受付となります。あらかじめご了承ください。

法人契約でのお申し込みの場合は、最低限の書類として下記5点のご準備が必要となります。



申 込 書	すべての項目にご記入をお願いします。また申込者のご署名が必須となります。
同意書兼確認書	申込者のご署名が必須となります。 なお仲介会社の社名・ご担当者もご記入ください。
商業登記簿謄本	申込時に必要となります。事前のご準備をお願いいたします。
本人 確 認 書 類	生年月日が記載されている身分証明書で下記のいずれかをご提出ください。 運転免許証(表裏面)／健康保険証／パスポート／住民票(発行3ヶ月以内)のいずれか。
印鑑登録証明書	申込時にご準備頂けない場合は、契約書原本とあわせてご送付ください。

※連帯保証人が外国籍の場合は、在留カードもしくは外国人登録証明書または特別永住者証明書の表裏面コピーを追加でご提出ください。

※「印鑑登録証明書」が申込時にご用意できない場合は、契約書原本送付までにご用意いただき、必ずあわせてご提出ください。

RECRUIT

申込用FAX:0570-009-977

お問い合わせ電話番号
0570-030-133

お申込後、申込内容をご確認させていただくために株式会社グループレントインシュアから申込者様、塾生、緊急連絡先、滞米保証人にご連絡させていただきます。場合がございます。

予備項目記入欄

入居申込書を保証申込書と兼ねる場合の予備項目です。

連帯保証人について

法人の代表者(代表者が難しい場合は入居者)をご記入ください。

運転免許証番号について

運転免許証をお持ちの場合は必ず免許証に記載の番号をご記入ください。

申込内容に相違がないことをご確認いただき、ご本人がご署名ください。

！ 申込者様へ
(ご本人専用でご署名)

法人契約に限り、家賃のお支払は銀行振込での対応が可能です。

● 印鑑がないことをご本人がご署名ください。	● 印鑑がないことを確認しました。	● 銀行振込での対応。
● 申込者署名欄 (ご本人書画でご署名ください)	● フォレント 太郎	
(御署名または会社との関係)	代表者	貴院へ(印)：買戻契約書に記載の買戻人 株式会社(印)：東京市中央区銀座4-17 株式会社リクルートフォレントインジュー
● 仲介会社 ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者を記入ください。	● 管理会社 ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者を記入ください。	● 仲介会社・管理会社 当社と業務委託契約を 管理元の不動産会社 欄へ、仲介会社様は「 入ください。」
株式会社 ○○○不動産 東京都中央区明石町○-○ TEL.03-0000-0000 FAX.03-0000-0000 担当 ○○○	株式会社 ○○管理 東京都中央区○○町○-○ TEL.03-0000-0000 FAX.03-0000- 担当 ○○○	● 印鑑がないことをご本人がご署名ください。
● 店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。	● 店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。	● 店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。

仲介会社・管理会社様欄

当社と業務委託契約を締結されている
管理元の不動産会社様は「管理会社」
欄へ、仲介会社様は「仲介会社」にご記
入ください。

保証委託及び立替払委託申込書(法人用)v02

申込用FAX:0570-009-977

お問合せ電話番号
0570-030-123

お申込後、申込内容をご確認させていただくために㈱リクルートフォレントインシュアから
申込者様、勤務先、連帯保証人にご連絡させていただく場合がございます。

貸借申込内容	契約種別	普通借家		定期借家はこちらに チェックして下さい	☐	入居予定	20__年__月__日ごろ	☐ 上旬 ☐ 中旬 ☐ 下旬	前家賃 (予定)	月分まで 受領予定	
	物件所在地	フリガナ 〒_____ 都 道 府 県								家 賃	① 円
	物件名	フリガナ		号室	間取り・㎡数		() R・K・DK・LDK ㎡数 () ㎡		管理費 共 益 費	② 円	
	敷 金 (保証金)	円		退去償却 (解約引き)	円		礼 金	円		駐車料金	③ 円
	[]	[]		[]		[]		[]		その他費用 []	④ 円
									月額請求額 合 計	①+②+③+④ 円/月	

申込者・賃借人	現住所	フリガナ 〒_____ 都 道 府 県 ※建物名までご記入ください。									
	会社名	フリガナ				電 代 表	— —				
	代表者 氏 名	フリガナ				話 担当部署	— —				
						担当部署			担当者名		
	事業内容	1.金融機関 2.不動産 3.建築/工事 4.製造 5.IT関連 6.広告 7.小売/サービス 8.陸運 9.教育 10.医療機関 11.その他 ()									
	入居理由	1.杜宅 2.転勤 3.事業拡大のため 4.立地・環境 5.手狭 6.賃料 7.その他 ()									
設 立 日	(西暦) 年 月		上 場 ・ 非 上 場	資 本 金	年 商		従業員数		名		

連帯保証人	現住所	フリガナ 〒_____ 都 道 府 県 ※建物名までご記入ください。										
	氏 名	フリガナ				続柄(関係)	電 固 定	— —				
							話 携 帯	— —				
	性 別	男 ・ 女	生年月日(西暦)	年 月 日 () 歳		運転免許証番号						
	お 勤 め 先	名 称	フリガナ				年収(税込)	万円		月収(税込)	万円	
							部署・役職			勤続年数	年 ヶ月	
							勤務先電話	— —				
住 所	フリガナ 〒_____ 都 道 府 県 ※建物名までご記入ください。											

入居者欄	入居される方	1.代表者 2.代表者および家族 3.社員 4.社員および家族 5.その他 ()					
	氏 名	性 別	続 柄	生年月日(西暦)	携帯電話番号	年収(税込)	勤務先会社名および連絡先
		男 ・ 女				万円	
		男 ・ 女				万円	
		男 ・ 女				万円	

備考欄	月額賃料等は振込を希望する	※振込をご希望でない場合は、口座振替でのお支払となります。 また振込手数料はお客様のご負担となります。		☐ はい ☐ いいえ

仲介会社	※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。	管理会社	※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。
		株式会社レーサム	
		東京都千代田区霞が関3丁目2-1	
		霞が関コモンゲート西館 36階	
		TEL:03-5157-8872 FAX:03-3580-7622	
	ご担当者印 又はサイン		ご担当者印 又はサイン
店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。			

保証委託契約

賃借人（以下「乙」という）と株式会社リクルートフォレントインシュア（以下「丙」という）とは、賃貸人（以下「甲」という）と乙の間で締結された、表面記載の賃貸物件（以下「本物件」という）の賃貸借契約（以下「原契約」という）に関し、次のとおり保証委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（保証委託契約）

乙は、丙に対し、第3条①各号記載の金銭の支払債務に関し、次条以下に定める内容に従い、連帯保証人となることを委託し、丙はこれを受諾した。

第2条（保証委託料等）

- ①乙は、丙に対し、保証委託料として、表面記載の初回保証委託料を本契約締結時に支払うものとする。
- ②乙は、丙に対し、第10条所定の保証期間中、本契約締結以後1年毎に、金10,000円を保証委託料として支払うものとする。
- ③原契約が期間満了前に終了した場合、又は第3条① i に定める賃料等が保証期間の途中で減額された場合であっても、乙は、本条①及び②により支払った保証委託料の返還を丙に請求できないものとする。

第3条（保証の範囲）

- ①丙は、甲に対し、原契約に基づき乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭の支払債務（但し、乙が本物件を居住の用途で賃借し、かつ実際に居住の用途で使用している際に生じた金銭の支払債務に限る）を、乙と連帯して保証する。但し、本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の年収額、勤務先及び入居者等別紙「保証委託及び立替払委託申込書」に記載された丙の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並びに甲と丙の間で締結される賃貸保証契約所定の免責事項に該当する場合はこの限りではない。
 - i 家賃、管理費、共益費及び駐車場料金その他毎月定期的に賃料と共に支払われる費用のうち表面記載の金員（以下「賃料等」という）の滞納分
 - ii 水道使用料及びガス使用料等（以下「変動費」と総称し、前号に定める「賃料等」には変動費も含むものとする）の滞納分
 - iii更新料
 - iv原状回復費用（但し、国土交通省住宅局が平成23年8月に公表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（改訂があった場合には、改訂後のものを含む）に準拠して、乙が負担することが合理的であると丙が判断した範囲に限る。以下同じ）
 - v 原契約が解除された場合に生じる、解除後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金（明渡月については、明渡しまでの日割り賃料等に相当する損害金に限る）
 - vi 賃料等の滞納を理由とする甲乙間の明渡訴訟手続において裁判所により乙の負担として認められた訴訟費用及び強制執行費用のうち、甲が丙の承諾を得て支出した費用
- ②本契約に基づき丙が保証する金額及び乙と丙との間の立替払委託契約（以下「本立替払委託契約」という）に基づき丙が立替払を行う金額の総額は、本契約及び本立替払委託契約締結時家賃の48ヶ月分に相当する金額を上限とする。
- ③丙は、次の各号に定める債務については、保証しない。
 - i 退去予告通知義務違反の場合における違約金等
 - ii 早期解約による違約金等
 - iii 戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害
 - iv 火災、ガス爆発、建物の躯体に達する水漏れ、自殺行為、犯罪行為、心身喪失中の行為その他の通常の使用を逸脱した行為によって生じた損害
 - v その他本条①に含まれない債務

第4条（保証委託及び立替払委託申込書並びに原契約の変更等の届出）

本契約締結後、別紙「保証委託及び立替払委託申込書」並びに原契約の記載内容に変更が生じたとき、又は、原契約の終了が決定したときは、乙は、丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届け出なければならない。

第5条（保証債務の履行）

- ①丙は、乙に対する何らの通知なくして甲又は甲から賃料等の集金管理業務の委託を受ける者（以下「管理会社」という）に対して保証債務の履行としての支払いを行い、乙に乙が丙に支払うべき賃料等が保証することができる。なお、丙は、本立替払委託契約に基づき乙が丙に支払うべき賃料等の滞納分にかかる支払債務を、乙の丙に対する次項 i に定める償還債務の一部として取り扱うことができる。
- ②丙が保証債務を履行したとき、乙は、丙に対し、次の各号に定める金額を直ちに償還しなければならない。
 - i 丙の甲に対する保証債務の履行額
 - ii 丙の甲に対する保証債務の履行のための費用
 - iii 丙の乙に対する求償権実行又は保全に要した費用
- ③乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合、乙は、丙に対し、当該債務の履行期の前日までに当該債務の内容及び当該事由を連絡しなければならない。
- ④乙が丙に対して償還すべき金額の支払いを遅滞したときは、乙は、丙に対し、その遅滞の日より支払い済みに至るまで年14.6％の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
- ⑤甲が原契約を解除して本物件の明渡しを受けたために必要であるとして、丙が判断した場合には、丙は、一定期間、保証債務の履行を停止することができる。
- ⑥乙は、丙が甲から賃料等の収納代行事務（以下「収納代行」という）の委託を受けていることを認め、丙に対し、賃料等の支払いを行うものとし、当該支払いを拒むことができないものとする。但し、乙と丙との特約により丙が収納代行を行わない賃料等、並びに乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、収納代行の対象に含まれず、乙は甲に対して直接支払うものとする。

第6条（特則）

- ①丙は、法令上認められている場合、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができるものとする。
 - i 乙において賃料等の滞納が生じたときに、乙に対し、電報、電話、訪問、文書の掲示・差し置き、封書による通知等相当の手段により支払いを行うよう督促を行うこと
 - ii 乙の安否を確認する必要があるとき、その他緊急を要するときに、本物件の合鍵を甲から借り受けて本物件に立ち入ること
 - iii 乙があらかじめ指定した緊急連絡先その他の関係者へ連絡すること
- ②丙は、本物件にかかる電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、乙が本物件の占有を解いたと判断される場合には、原契約について乙から解約の申し出があったものとみなす。
- ③事由の如何を問わず、原契約が終了した場合、丙は、乙の退去手続きに立ち会うことができる。

第7条（動産類の保管、処分等）

- ①原契約が終了し本物件の明渡しが成立した場合、丙は、本物件に残置された動産類を搬出、運搬及び保管することができる。
- ②前項に基づき動産類を保管する場合の保管期間は3ヶ月とする。この期間内に乙が丙の保管する動産類を引き取らないときは、乙が当該動産類を放棄したものとみなし、丙は当該動産類を処分することができる。
- ③丙による動産類の搬出、運搬、保管及び処分に要した一切の費用は、乙が負担するものとし、乙は、丙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

第8条（再委託）

丙は、本契約に基づき、委託を受けた事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第9条（譲渡担保）

- ①乙は、本契約に基づく丙の乙に対する一切の債権を担保するため、原契約に基づく乙の甲に対する敷金・保証金等返還請求権を丙に譲り渡し、丙はこれを受け受けた。
- ②乙は、原契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、丙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。

第10条（保証期間）

- ①本契約に基づき丙が委託を受ける保証期間は、本契約締結の日から、本物件の明渡しまでとする。但し、甲乙丙の三者間の合意が成立した場合はこの限りではない。
- ②前項にかかわらず、次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による事前の承諾があった場合にはこの限りではない。
 - i 本物件の用途が変更された場合
 - ii 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合
 - iii 原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合又は本物件の占有者に追加・変更等があった場合
 - iv 原契約の内容に重大な変更があった場合
 - v 本物件の号室に変更があった場合

第11条（定期借家契約）

原契約が定期借家契約の場合において、原契約が期間満了により終了し、甲乙間で再契約が締結されたときは、本契約は終了せず再契約についてもその効力を有し、乙は丙に対し、第2条②の保証委託料を支払うものとする。

第12条（連帯保証人）

- ①本契約の連帯保証人（以下「丁」という）は、乙が本契約に基づき丙に対し負担する一切の債務について、乙と連帯して保証することを約し、また丙はこれを承諾した。
- ②丁が原契約上の連帯保証人になっている場合、丙丁間の求償関係は次のとおりとする。
 - i 丙が本契約に基づく保証債務を履行した場合は、丙は丁に対して当該保証債務全額を求償できるものとする。
 - ii 丁が原契約に基づく保証債務を履行した場合、丁は丙に対して何ら求償することができないものとする。
- ③丁が行為能力若しくは連帯保証人としての資力を喪失した場合又はその危険がある場合、乙は、ただちに丙にこの旨を通知するとともに、丙の同意を得た連帯保証人を立てなければならないものとする。

第13条（保証委託契約の変更）

乙は、原契約の変更にとともに本契約内容に変更が生じる場合には丙の書面による事前の承諾を取得するものとし、丙の承諾をもって本契約内容が変更するものとする。

第14条（反社会的勢力の排除）

- ①乙及び丙は、相手方に対し、現在及び将来において、自己（乙については入居者を含む）及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、保証する。
 - i 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ii 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - iii 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してと認められる関係を有すること
 - iv 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - v 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ②乙及び丙は、自ら（乙については入居者を含む）又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
 - i 暴力的な要求行為
 - ii 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - iv 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - v その他前各号に準ずる行為
- ③次の各号に定める者又はその役員が、①の表明保証書に關して虚偽の申告をし、暴力団員等若しくは①各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合の甲乙丙間の権利義務関係は、次の各号に定めるとりとする。
 - i 甲の場合
乙は、原契約の定めにかかわらず原契約を解除することができる。なお、甲は、甲と丙との間の賃貸保証契約にて、この場合に原契約を解除されることについて異議なく承諾をしている。丙は、何らの催告を要せずして、甲と丙との間の賃貸保証契約を解除することができ、当該解除により本契約は終了する。
 - ii 乙（入居者を含む）の場合
乙は、原契約の定めにかかわらず甲から原契約を解除されることについて異議なく承諾する。丙は、本物件の明渡しが完了する日までの間に生じる収納代行及び保証債務の履行を停止することができ、また、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - iii 丙の場合
乙は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- ④乙及び丙は、前項の規定の適用により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。
- 第15条（個人情報取り扱いに関する同意）**
乙及び丁は、丙による個人情報の取り扱いについて、別添「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意する。
- 第16条（協議事項）**
本契約に定めのない事項については、乙及び丙は、関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議の上処理するものとする。
- 第17条（管轄裁判所）**
本契約に関する一切の紛争は、法令に定める管轄裁判所のほか、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。
- 第18条（準拠法）**
本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

立替払委託契約

賃借人（以下「乙」という）と株式会社リクルートフォレントインシュア（以下「丙」という）とは、賃貸人（以下「甲」という）と乙の間で締結された、表面記載の賃貸物件（以下「本物件」という）の賃貸借契約（以下「原契約」という）に関し、次のとおり立替払委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（立替払委託契約）

- ①乙は、丙に対し、原契約に基づき乙が甲に対して支払うべき家賃、管理費、共益費及び駐車場料金その他毎月定期的に賃料と共に支払われる費用のうち表面記載の金員（以下「賃料等」という。但し、乙が本物件を居住の用途で賃借し、かつ実際に居住の用途で使用している際に生じた賃料等に限る）を丙が乙に代わって甲又は甲から賃料等の集金管理業務の委託を受ける者（以下「管理会社」という）に対して支払うこと（以下「立替払」という）を委託し、丙はこれを受託した。なお、乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、立替払の対象に含まれず、乙は甲に対して直接支払うものとする。
- ②原契約の定めにかかわらず、乙は、立替払の対象となる賃料等を、丙の指定する支払方法及び支払期日に従い、丙に対し毎月一括して支払うものとする。
- ③丙は、乙が丙に対する賃料等の支払いを遅滞した場合には、立替払を停止することができる。
- ④本契約に基づき丙が立替払を行う金額及び乙と丙との間の保証委託契約（以下「本保証委託契約」という）に基づき丙が保証する金額の総額は、本契約及び本保証委託契約締結時家賃の48ヶ月分に相当する金額を上限とする。

第2条（保証委託契約の規定の準用）

- ①本保証委託契約第3条①柱書但書、第3条③、第4条、第5条②から⑤まで並びに第6条から第17条までの規定は、本契約について準用する。
- ②前項の場合において、次の各号における本保証委託契約の条項中の用語については、当該各号に定める用語に読み替えるものとする。
 - i 第3条①柱書但書中「但し、本契約の締結に際し、」とあるのは「本契約の締結に際し、」と読み替へ、「この限りではない」とあるのは「丙は、立替払を行わない」と読み替へる
 - ii 第3条③柱書中「保証しない」とあるのは「立替払を行わない」と読み替へる
 - iii 第3条③ v 中「本条①」とあるのは「前条①」と読み替へる
 - iv 第3条②柱書、i 及び ii 並びに第5条⑤中「保証債務」とあるのは「立替払債務」と読み替へる
 - v 第10条①中「保証期間」とあるのは「立替払期間」と読み替へる
 - vi 第10条②柱書中「保証は終了する」とあるのは「立替払は終了する」と読み替へる
 - vii 第11条中「第2条②の保証委託料を支払うものとする」とあるのは「本保証委託契約第2条②記載額の立替払委託料を支払うものとする」と読み替へる
 - viii 第12条② i 中「保証債務」とあるのは「立替払債務」と読み替へる
 - ix 第14条③ ii 中「収納代行及び保証債務」とあるのは「立替払債務」と読み替へる

※複写式の場合 → 2枚目を申込者様にお渡しください。
※単票式の場合 → 原本をコピーして申込者様に控えとしてお渡しください。

! 取組不動産会社から事前に説明のあった契約内容について、再度ご確認ください。大切な部分ですので、下記の内容をよくお読みになったうえでお申込をお願いします。

- ①申込先の保証会社について**
お客様が申込をおこなう保証会社は以下となります。
保証会社：株式会社リクルートフォレントインシュア
住所：東京都中央区銀座9-4-17
問合せ先：0570-630-123
 - ②保証の範囲および内容について**
この点、お客様が申込する物件の賃貸契約時に、株式会社リクルートフォレントインシュアがお客様の保証人となります。
お客様の借費となる賃料等(申込記載の月額請求額合計)および変動費、賃貸借契約更新料、原状回復費用等、賃貸借契約が解除された場合に発生する明退室までの賃料等相当損害金、訴訟その他の法的手段と費用などについて、お客様の万一のお支払でない場合、貴客として当社が保証し、お客様に代わり貴人である物件オーナー様へお支払いいたします。なお、保証に際しては貴人(賃貸借、借賃滞り等は含まず)の48ヶ月分のご返済の滞りについて、保証会社が一同的にご返済代行いたしますが、最終的にはお客様の借費としてお支払いいただくこととなります。
※貴人：貴客の(賃貸借契約)の契約主(ご本人)に限り、当社の合意の範囲とご費用に準拠
 - ③保証委託及び立替払委託契約期間について**
保証委託及び立替払委託契約における保証期間は、賃貸借契約の開始から賃貸物件の明退室までとなります。
 - ④保証委託料について**
サービスご利用にあたり、以下の保証料をお支払いいただきます。
初回保証委託料 申込書記載の月額請求額合計の100% ※最低保証委託料は20,000円とあります。
継続保証委託料 10,000円(1年ごと)
 - ⑤求償権の行使について**
お客様が賃料等の未納などにより、賃貸借契約の金銭支払債務を当借、物件オーナー様へ、不動産管理会社様にて代り当分がお客様に料ります。これを求償権行使といたします。また求償権行使の際には、保証会社様へ保証料の請求をさせていただきます。保証料の請求は、保証会社様の定められた期に必ずお支払いいただける旨、保証書裏面とご年1度お支払いいただくこととなります。

私は、別紙「保証委託及び立替払委託契約申込書」記載内容に相違なく、保証委託及び立替払委託契約内容についての説明を受け、別紙記載の要領にした。下記「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意のうえ申込を行います。（なお、保証内容について個別の取り決めを行う場合、その説明を要

入居予定物件名	フォレントマンション			(101 号室)
ご記入日(西暦)	20 00 年 00 月 00 日	申込者署名欄 (に本人署名で書くください)	インシュア 太郎 (※法人申込の場合は、部署名・会社との関係もご記入ください。)	
仲介会社記入欄	店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。 会社名: フォレント不動産 担当者名: ○○			

申込者ご本人の署名をお願いいたします。
法人契約の場合は、個人名をフルネームでご記入ください。

仲介会社名、ご担当者名を
ご記入下さい。

● 量の取り出しに関する事項

第1表(個人情報)

個人情報は、以下の個人に関する情報をい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のうちが識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

①氏名、姓、名、父の姓、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名、勤務先住所、勤務先番号及び氏名等の識別情報(実名)等の記載を含む。

②保護対象業務及び買付委託契約に関する買付物件の名称、所在地及び買付等の

	登録情報	登録期間
1	氏名、生年月日、住所、電話番号等の 氏名を登録するための情報	下記の又は又はそのいずれかの情報 登録されている期間
2	氏名物件の名称、所在地等其旨 目を特定するための情報	
3	保証金取扱いの申込した事実	当該加盟店が保証金を保証額取 扱期間に限りした日から1年間

第1日会(贈答会)は、開演日の通知、開演、訂正等、利用停止等又はその他のご質問・ご意見等にはお答えできないこととして、以下の開会を定めてご連絡ください。

株式会社リクルートフロンティア・お客様相談窓口

電話番号：0570-030-733

受付時間：月曜日～金曜日(祝祭日除く) 10:00～19:00

※お返信中に付しては、申込受付の商品向上及び商品内容の掲載のため拝見させていただきます。

立替払委託契約に係る個人情報の取扱いに関する条項

立替型託契約の申込者、適格保証人予定者並びに契約当事者（買取人及び適格保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社リクルートフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取扱うことと同意します。

③個人の肖像又は音声、顔容又は光学的情報媒体等に記録された映像又は音情報

④民衆所等公共機関、官報、マスメディア、電報網又は住宅地帯等において公開されて

③申込者等は、買渡人が申込者等に対して建物買渡請求訴訟を提起した場合に、これに係る賠償を、買渡人が当該に対し、当該が加盟家と協議得た賠償取組額に付する形で提供することと同意します。

第1条(個人信用情報機関への登録・利用)
①申込者等は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び提供等を行うための組織)に対する当該情報の提供を要とする者(以下「利用」)として、当社が加盟する個人信用情報機関を、以下「加盟信用情報機関」という。及び加盟信用情報機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」)という。

第3条(個人情報の利用目的)
当社は、緊急連絡先及び関係人等の申込者等の個人情報について、
本項に於いて取り扱います。

個人情報に係る開示請求等利用停止等の請求を、加型表賃借所保証協会の開示利用が定める手続き及び方法によって行うことができます。

② 申込者等は、申込者等に係る立替支払控拠金に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟店利用情報機関に下流に定める期間付録され、加盟店利用情報機関及び関連店利用情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることと同意します。

- ②保証委託契約及び貸付保証契約の締結及び履行のため。
- ③保証委託契約及び貸付保証契約に基づき債権の行使のため。
- ④その他必要とするため。
- ⑤その他必要とするため。
- ⑥その他必要とするため。
- ⑦その他必要とするため。
- ⑧その他必要とするため。
- ⑨その他必要とするため。
- ⑩その他必要とするため。
- ⑪その他必要とするため。
- ⑫その他必要とするため。
- ⑬その他必要とするため。
- ⑭その他必要とするため。
- ⑮その他必要とするため。
- ⑯その他必要とするため。
- ⑰その他必要とするため。
- ⑱その他必要とするため。
- ⑲その他必要とするため。
- ⑳その他必要とするため。
- ㉑その他必要とするため。
- ㉒その他必要とするため。
- ㉓その他必要とするため。
- ㉔その他必要とするため。
- ㉕その他必要とするため。
- ㉖その他必要とするため。
- ㉗その他必要とするため。
- ㉘その他必要とするため。
- ㉙その他必要とするため。
- ㉚その他必要とするため。
- ㉛その他必要とするため。
- ㉜その他必要とするため。
- ㉝その他必要とするため。
- ㉞その他必要とするため。
- ㉟その他必要とするため。
- ㊱その他必要とするため。
- ㊲その他必要とするため。
- ㊳その他必要とするため。
- ㊴その他必要とするため。
- ㊵その他必要とするため。
- ㊶その他必要とするため。
- ㊷その他必要とするため。
- ㊸その他必要とするため。
- ㊹その他必要とするため。
- ㊺その他必要とするため。
- ㊻その他必要とするため。
- ㊼その他必要とするため。
- ㊽その他必要とするため。
- ㊾その他必要とするため。
- ㊿その他必要とするため。

※当社は、申込者本人より、当該申込者に関する個人情報（氏名、住所及び利用物止等の請求があった場合には、該当の定めるところにより、当該申込者に関する個人情報）の表示、訂正及び利用物止等を行います。

項目	内容	記入方法・備考
1 立付長委託契約に係る中込をした事実	当該立付長委託契約期間中に発生した事実を記載する	
2 立付長委託契約に係る客観的な取引事実	債権回収率及び受取額の推移等について	

③ 貸付貸渡契約の履行及び管理並びに交付終了後の債権管理の経理に担当する人員。
④ 上記①から③の特別監理を遂行するために必要と認める個人情報の取り扱った資料
第4条（個人情報保護の第三者への提供）
① 当社は、以下に該当する場合を除く（ほか、法令にのっとり当該資料を第三者に提供する場合）において、前条第1項第1号から第3号の個人情報を提供しないこととする。

第9条(個人情報の正確性)
当社は、利用目的が達成に必要な範囲において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保護委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報と実際の情報と異なることについては、申込書等が責任を負担ものとします。

第10条(個人情報の開示)
当社は、利用目的が達成に必要な範囲において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保護委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報と実際の情報と異なることについては、申込書等が責任を負担ものとします。

3. 加盟信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、文書と委託契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、貸付・利用する場合は、別途、方面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シーアイシー
〒100-8373 東京都千代田区西新富1-23-7 新富ファーストビル15階

ii) 本人の生活、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、当該被害者本人の同意を得ることが困難であるとき。

第11条(個人情報保護の任意性)
当社は、申込者が保証者選定契約に必要な個人情報を提供しない場合には、保証者選定契約の締結を拒否することはありません。

ホームページアドレス: <http://www.dc.co.jp/>
 ◎株式会社シー・アイ・シーの加盟店、加盟企業等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

〒国枝は旧国枝酒造の跡地、所在地、問い合わせ電話番号は、次のとおりです。
 ◎全国酒類行商人員相成センター

①申込書等は、当社が申込書等の個人情報を以下の第1条に定める目的に活用します。

中の方等は、当社の委託結果の可否について異議を申し立てない」として同意します。なお、当社は、審査結果に関する意見理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた審査・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報を及び個人情報を含む資料については1年未満の期間にも取扱い及び管理いたします。

第12条(個人情報の管理)

お問合せ先：03-3214-5020
ホームページアドレス：<http://www.senginkyo.or.jp/peic/index.html>
●株式会社日本信用情報機構
〒100-6046 東京都千代田区神田多町2-1 神田通利ビル
お問合せ先：0120-441-481

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
 ① 当該個人情報の提供は、本利用規約において個人情報の取り扱いの一部又は全部

第14条(個人情報取り扱い業務の外部委託)
当社は、個人情報取扱い業務の一部又は全部を外部委託することとします。

●株式会社日本信用情報機関の加盟資格。加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

※当社が加盟信用情報機関に仕掛ける情報は、次のとおりです。

●株式会社シーアール

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記

② 会社その他の第三者による事業の承継に伴って個人経営が継続される場合。
第四節(事業承継税制の特例等に関する法律(特承法)の経過・利用等)
③ 平成25年度は、当社の全役員等との関係事項が詳細報告書の判断及び保証書調製等の
必要と判断されたため、①の2の加算による11万円超の加算徴収税額(以下

①は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式にした統計データを作成することがあります。当社は、当該データについて利権の帰属なく利用することができるものとします。

(6)【本条項の改定】

当社は、法令等の定める手続に対して、必要な範囲内で事業所を変更することができるとしています。

支社組織等契約内容に関する情報等並びに利用履歴、支払は、延滞、支払停止の申出請求等支払状況に関する情報等。

第2条(貸付委託契約に係る個人情報等の取り扱いに関する条項の規定の準用)
 貸付委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。

●加盟家計は保証金納付義務あり

第17条(個人情報管理責任者)。
株式会社マカース・オブ・インフィニティ 代表取締役社長

PHB120704

❶ 取扱会社様へ、原本のコピーを郵送いただいたとき、お中送目帳に控えとしてお渡りください。

■ 保証委託及び立替払委託契約に係る事項の説明

ご契約内容は次の通りとなります。この内容は重要ですから、必ずご一読頂き、ご理解を頂いたうえで、お申込みをお願いいたします。

①保証会社について

家賃債務保証を行う保証会社は、次の通りです。保証会社は、賃貸借契約に関する連帯保証人となりますので、賃借人様がお支払いを遅延した場合、賃借人様に代わってお支払いを行います。保証会社がお支払いしたときには、後日賃借人様に対してご請求させていただきます。

保証会社：株式会社リクルートフォレントインシュア
住 所：東京都中央区銀座 8-4-17
問合せ先：0570-030-123

②保証の範囲および内容について

保証の範囲は、賃貸借契約に係る賃料等、変動費、更新料、原状回復費用、解除後から明渡しまでの間の賃料等相当損害金および訴訟その他法的手続きに係る費用となります。保証上限額は月額賃料（共益費、管理費等は含まない）の48ヶ月分となります。

■ 反社会的勢力に該当しない旨の表明・保証事項

私（申込者）は、現在及び将来において、自己、自己の役員、連帯保証人及びその他入居予定者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、保証します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

■ 個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社リクルートフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の属性情報（変更後の情報を含む）
②保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報
③保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報
④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報
⑤個人の肖像又は音声や磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
⑥裁判等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報

第2条（関連する個人情報）

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱いします。

第3条（個人情報の利用目的）

当社が扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため
②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため
③保証委託契約及び賃貸保証契約に基づく求償権の行使のため
④サービスの紹介のため
⑤サービスの品質向上のため
⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため
⑦賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため
⑧賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため
⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲で個人情報の第三者への提供

第4条（個人情報の第三者への提供）

1.当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合
②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2.申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
①第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他しるべき第三者に対し提供すること
②その他申込者等が第三者に不利益を及ぼす当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

第5条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者、第三者に該当しないものとします。

- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）
②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

第6条（家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等）

1.申込者等は、当社が申込者等との保証委託契約締結可否の判断及び保証委託契約の履行、求償権の行使のために、当社が加盟する家賃債務保証情報取扱機関（以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」という）に照会し、申込者等に関する個人情報登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

●加盟家賃債務保証情報取扱機関

名 称：一般社団法人全国賃貸保証業協会（略称LICC）
住 所：〒105-0004 東京都港区新橋1丁目7番10号 汐留スベリアルビル4階
電話番号：0570-086-110
ホームページアドレス：http://jggo.or.jp/

私は、リクルートフォレントインシュアの保証委託及び立替払委託契約の申込みを行うにあたり、別紙「保証委託及び立替払委託申込書」の記載内容が事実と相違ないことを確認し、上記「保証委託及び立替払委託契約に係る事項の説明」および別紙「保証委託及び立替払委託契約書」の内容について説明を受け承諾しました。また、上記「反社会的勢力に該当しない旨の表明・保証条項」「個人情報の取り扱いに関する条項」を確認し、同意しました。なお、保証委託及び立替払委託契約内容について個別の取決めを行う場合は、その説明も受け承諾しました。

入居予定物件名		（ 号室）	
ご記入日(西暦)		申込者署名欄 (ご本人直筆で署名ください)	
20 年 月 日		※法人申込の場合は、部署名・会社との関係もご記入ください。	

①取扱不動産会社様へ：本書面はお申込者様へご説明のうえ、ご署名をいただきコピーをお渡しく下さい。原本については、リクルートフォレントインシュアへご提出ください。

③保証委託料について

保証委託料として、次の金額をお支払いいただきます。

初回保証委託料：保証委託契約締結時に申込書記載の月額請求額合計の100%
(最低保証委託料は20,000円)

継続保証委託料 10,000円（1年ごと）

④保証期間について

保証期間は、保証委託契約締結日から賃貸物件の明渡しまでとなります。

⑤求償権および求償する金額について

保証会社が賃借人様に代わってお支払いした場合、保証会社から賃借人様に対して求償権が発生します。この求償権に基づいて、保証会社が賃借人様に対してご請求を行います。賃借人様に対してご請求する金額は、上記②の範囲で保証会社がお支払いした額および遅延損害金（年14.6%）となります。

第18条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談等若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社リクルートフォレントインシュア お客様相談窓口
電話番号：0570-030-733
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日除く）10：00～19：00
※通話内容（当社からの連絡を含む）につきましては、電話応対の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

立替払委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

立替払委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社リクルートフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報情報機関への登録・利用）

- 1.申込者等は、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ）（当社が加盟する個人情報情報機関を、以下「加盟個人情報情報機関」という）及び加盟個人情報機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」という）に当社が照会し、申込者等の個人情報登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
2.申込者等は、申込者等に係る立替払委託契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟個人情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項 目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
①立替払委託契約に係る申込をした事実	当社が加盟個人情報機関に照会した日から6ヶ月間	
②立替払委託契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	

3.加盟個人情報情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、立替払委託契約期間中に新たに個人情報情報機関の加盟資格、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
お問合せ先：0120-810-414
ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp/
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

4.提携個人情報情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は、次のとおりです。

●全国銀行個人情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
お問合せ先：03-3214-5020
ホームページアドレス：http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

●株式会社日本信用情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
お問合せ先：0120-441-481
ホームページアドレス：http://www.jicc.co.jp/
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

5.当社が加盟個人情報機関に登録する情報は、次のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、延滞、支払停止の申出事実等支払状況に関する情報等

第2条（保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定の準用）

- 1.保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。
2.前項の場合において、第1条②③、第3条①②③、第6条1.2.並びに第9条から第11条までで「保証委託契約」とあるのは「立替払委託契約」と読み替えるものとする。